

## 第17 换気設備等

### 1 换気設備

危政令第9条第1項第10号（第19条で準用する場合を含む。）、第10条第1項第12号（同条第2項及び第3項並びに第14条第1項第1号ニにおいてその例による場合を含む。）、第11条第1項第10号の2リ（第12条第1項第9号の2及び第13条第1項第9号の2においてその例による場合を含む。）、第12条第1項第18号（同条第2項においてその例による場合を含む。）及び第17条第1項第20号口並びに危省令第28条の55第2項第6号、第28条の57第4項第4号及び第9号ハの規定により設ける換気設備には自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）があり、第17-2表によるほか、次による。

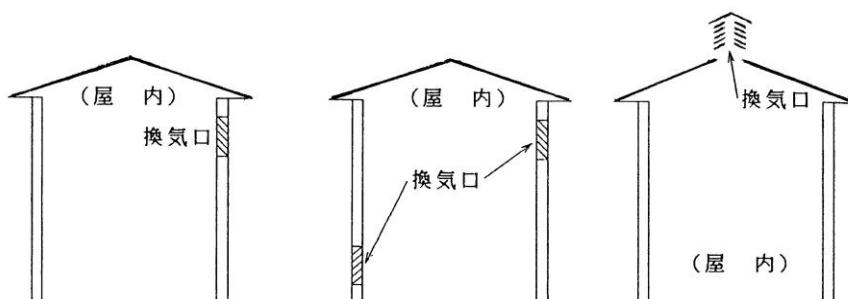
（1）換気は、室内の空気を有効に置換するとともに室温を上昇させないためのもの（第17-1図から第17-3図参照）であり、換気口は、床面積150平方メートルごとに1箇所以上の割合で設けるものとし、その有効面積は、第17-1表によるものである。

第17-1表 换気口等の有効面積

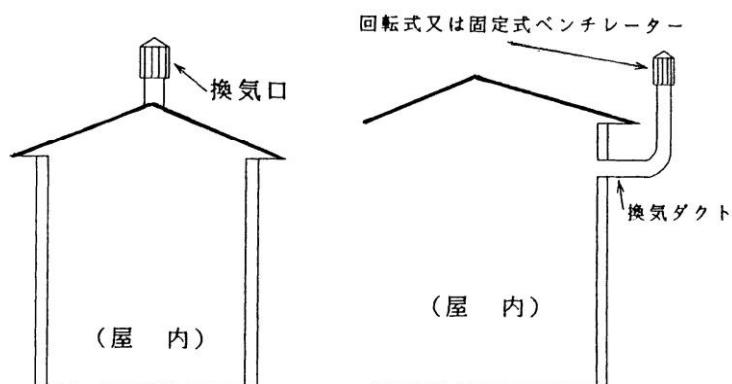
床面積	換気口の面積
30m <sup>2</sup> 未満	75c m <sup>2</sup>
30m <sup>2</sup> 以上 60m <sup>2</sup> 未満	150c m <sup>2</sup>
60m <sup>2</sup> 以上 90m <sup>2</sup> 未満	300c m <sup>2</sup>
90m <sup>2</sup> 以上 120m <sup>2</sup> 未満	450c m <sup>2</sup>
120m <sup>2</sup> 以上 150m <sup>2</sup> まで	600c m <sup>2</sup>

（2）換気口は、屋根上等の高所に設けるものである。

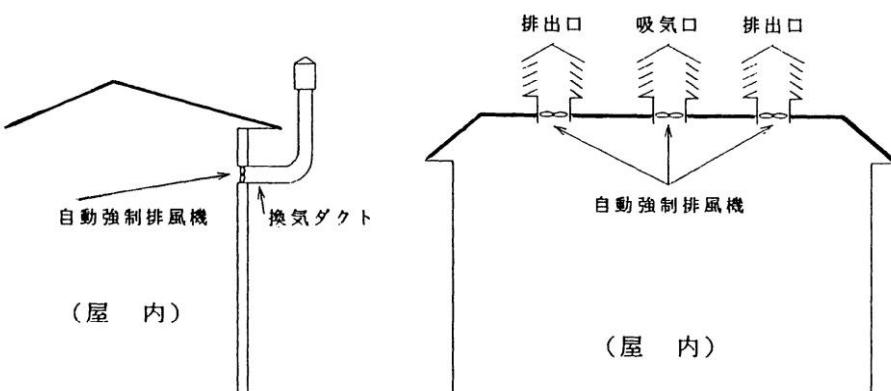
（3）壁体、床又は天井を耐火構造としなければならない部分に給気及び換気口を設ける場合又は換気ダクトを貫通させる場合には、当該部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けるものである（以下「可燃性蒸気排出設備」において同じ。）（第17-4図参照）。



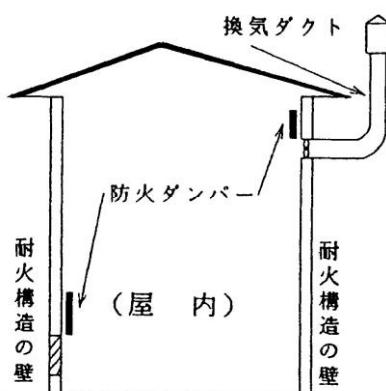
第17-1図 自然換気設備の例



第17-2図 強制換気設備の例



第17-3図 自動強制換気設備の例



第17-4図 防火ダンパーの設置例

## 2 可燃性蒸気排出設備

可燃性蒸気排出設備には、強制排出設備（回転式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成されるもの）又は自動強制排出設備（自動強制排風機、排出ダクト、フード 等により構成されるもの）があり、第17-2表によるほか、次による。

- (1) 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合には、換気設備を併設する必要はないものである。
- (2) 強制排出設備及び自動強制排出設備は、次により設けるものである（第17-5図参照）。

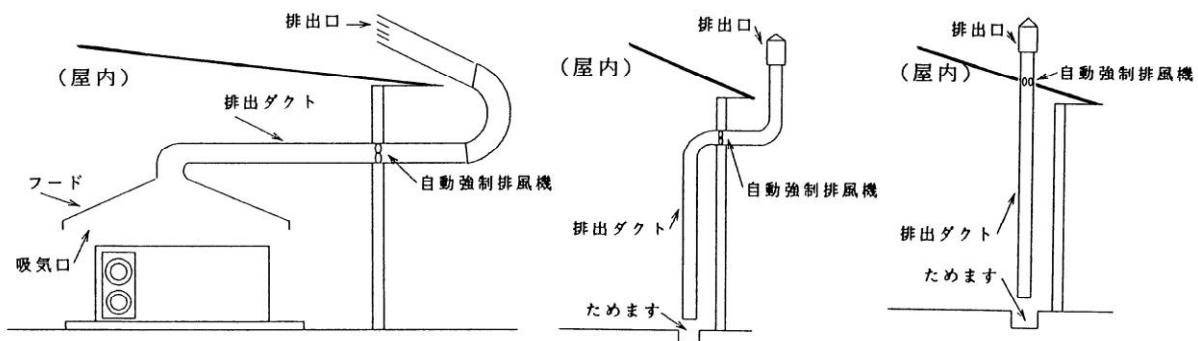
ア 危険物を大気にさらす状態で取り扱う場合は、設備ごとに当該設備から放出される可燃性蒸気又は可燃性微粉が有効に排出できるものである。

ただし、可燃性微粉を排出する設備については、フィルター等を設け有効に回収等ができる装置を設けるものである。

イ ポンプ室及び配合室に設ける自動強制排出設備は、可燃性蒸気又は可燃性微粉を有効に排出できるものである。

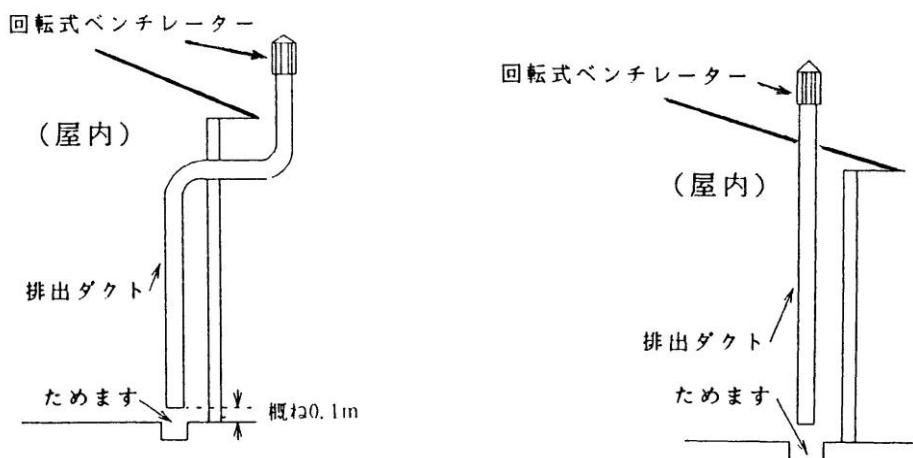
ウ 危政令第17条第1項第20号ハに規定するポンプ室等に設ける可燃性の蒸気を屋外に排出する設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とともに、その先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から1.5メートル以上離れた敷地内とするものである。

エ 自動強制排出設備の排気ダクトは専用とし、その材質は不燃材料とするものである。



第17-5図 自動強制排出設備の例

(3) 強制排出設備の排出ダクトの下端は、ためますの上部で、かつ、床面から概ね0.1メートルの間隔を保つように設けるとともに、当該ダクトの排出口は、建築物の軒高以上又は地上4メートル以上の高さとし、ダクトの材質は前記(2)エによるものである。



第17-6図 強制排出設備の例

第17-2表 换気設備及び排出設備の設置方法

施設	換気・排出の別	根拠条文(危政令)等	種類	換気口又は排出口の位置
製造所 一般取扱所	換気設備	危政令第9条第1項第10号 危政令第9条第2項 危省令第28条の55第2項第6号、 第28条の57第4項第4号及び第9号ハ	自然、強制 若しくは自動強制換気	換気が十分にできる位置
	排出設備	危政令第9条第1項第11号 危省令第28条の55第2項第7号、 第28条の55の2第3項第4号、 第28条の57第4項第9号ニ (引火点40℃未満の危険物又は引火点以上の温度状態にある危険物を大気にさらす状態で貯蔵し、又は取り扱う場合若しくは可燃性微粉が滞留するおそれのある場合)	自動強制排出設備	軒高以上又は地上高4m以上
屋内貯蔵所 (屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所の専用室で、準用する場合を含む)	換気設備	危政令第10条第1項第12号 危政令第10条第2項、第3項、第4項、第5項、第6項	自然、強制 若しくは自動強制換気	換気が十分にできる位置
	排出設備	危政令第10条第1項第12号 危政令第10条第3項、第4項(引火点40℃以上70℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合)	強制排出設備 又は自動強制排出設備	地上高4m以上 (平家建は屋根上)
		危政令第10条第1項第12号 危政令第10条第3項、第4項(引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合)	自動強制排出設備	地上高4m以上 (平家建は屋根上)
屋外タンク貯蔵所のポンプ室 (屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所のポンプ室で、準用する場合を含む)	換気設備	危政令第11条第1項第10号の2リ	自然、強制 若しくは自動強制換気	換気が十分にできる位置
	排出設備	危政令第11条第1項第10号の2ヌ (引火点40℃未満の危険物又は引火点以上の温度状態にある危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合)	自動強制排出設備	地上高4m以上 (平家建は屋根上)
給油取扱所の ポンプ室等	換気設備	危政令第17条第1項第20号ロ 危政令第17条第2項	自然、強制 若しくは自動強制換気	換気が十分にできる位置
	排出設備	危政令第17条第1項第20号ハ (引火点40℃未満の危険物又は引火点以上の温度状態にある危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合)	自動強制排出設備	前2(2)ウによる
販売取扱所 (配合室)	排出設備	危政令第18条第1項第9号ヘ 危政令第18条第2項 (引火点40℃未満の危険物又は引火点以上の温度状態にある危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合若しくは可燃性微粉が滞留するおそれのある場合)	自動強制排出設備	地上高4m以上 (平家建は屋根上)